

令和4年3月吉日

事業者 各位

公益社団法人 滋賀労働基準協会 東近江支部長

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では平成30年6月、労働安全衛生規則等の改正が行われ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに平成31年2月1日より墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することを原則し、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)を行う労働者には、特別教育の受講が義務付けられました。

また、安全帯の規格改正による使用猶予期間も令和4年1月1日で終了となっています。つきましては下記のとおり特別教育を実施いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします

記

- 日時 **令和4年5月27日(金) 9:30~16:30**
- 会場 **G-NET しが(滋賀県立男女共同参画センター) 視聴覚室**
(JR 近江八幡駅南口から500m 徒歩10分)
- 教育内容
 - 作業に関する知識
 - 墜落制止用器具に関する知識
 - 実技(墜落制止用器具の使用方法等)
 - 関係法令
 - 労働災害防止に関する知識
- 受講料 **会員 9,240円 非会員 11,440円**(テキスト代及び消費税を含む)
- 受付開始日 **3月18日(金)FAX 到着分より**
- 申込・入金締切 **5月19日(木) *但し定員になり次第〆切ります**
 - 裏面の申込書に必要事項を記入し、
(公社)滋賀労働基準協会東近江支部宛にお申し込みください。
〒527-0022 東近江市八日市上之町1-43 松原ビル3F
(TEL 0748-24-1907 FAX 0748-25-2315)
受付後、受講票をFAX致します。
 - 受講料は受講票が届いてから次の銀行口座へお振込みください。
(注)振込手数料は申込者のご負担でお願いします。請求書・領収書は原則発行いたしませんのでご了承ください。
支部に現金をお持ち込みの場合は領収書を発行いたします。

滋賀銀行 八日市東支店 (普)036759 公益社団法人滋賀労働基準協会東近江支部

(3) 定員 50名

次頁へ>>

7. その他

- ① 実施日からさかのぼって5営業日(受講日を含む)以降にキャンセルされた場合は受講料の返金はできませんのでご了承ください。
- ② 講習終了後「修了証」を交付しますので、必ず認印を持参してください。
- ③ 当日は受付で朝の体温を検温しますので、ご協力をお願い致します。
 ※37.5℃以上の熱のある方は受講できませんのでご注意ください。
- ④ 受講中は基本的にマスクの着用をお願いします。

以上

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り不要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(公社)滋賀労働基準協会東近江支部 行

FAX 0748-25-2315

5/27 (金) 用 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育受講申込書

受講者氏名	生年月日	現住所	受講料
ふりがな	昭和 平成 . . .		振込・現金
ふりがな	昭和 平成 . . .		振込・現金
ふりがな	昭和 平成 . . .		振込・現金
ふりがな	昭和 平成 . . .		振込・現金

- ※ 上の表内は受講票に反映されますので、**楷書で正確**にご記入下さい。
 申込時の記入ミスによる修了証の再発行は、手数料が発生いたします。
- ※ 受講申し込みにあたってお知らせいただく個人情報、講習実施・コロナウイルス感染拡大防止対策の目的以外に使用することはありません。

令和 年 月 日 上記の通り申し込みます。

事業場名 _____ TEL _____

所在地 _____ FAX _____

事業者氏名 _____ 担当者氏名 _____